

六ヶ所ウラン濃縮工場

品質保証の実施結果及び

常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書

(令和6年度下期報告)

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和6年度下期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和6年度下期定例マネジメントレビュー（3月5日開催）において、令和7年度も現行の品質方針を継続して適用することを決定し、3月19日に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、10月4日に改正し、同日、濃縮事業部内へ周知した。

濃縮事業部長は、増設計画の完工目標期間の変更のため、令和6年度の品質目標を、2月7日に改正し、2月10日に濃縮事業部内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、4月8日に設定し、同日、濃縮事業部内へ周知した。

(監査室)

監査室長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、10月22日に改正し、同日、監査室内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、監査室内へ周知した。

(調達室)

調達室において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、調達室長は、令和7年度の品質目標を、3月28日に設定し、同日、調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、安全・品質本部長は、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、安全・品質本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

社長は、以下のマネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることについて評価を実施した。

(実施日)

- ・令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日
- ・令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

実施結果：社長は、レビューの結果、以下を指示した。

令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日

(濃縮事業部)

放射性物質を含む液体の漏えい事象が保守管理の問題に起因していることに鑑みて、現状の保全計画の課題を洗い出し、改善を講じること。

(安全・品質本部)

CAPシステムの利便性を高めるため、JCAPS^{※1}の改修を進めるとともに、CAPシステムの更なる活用として、データマイニングなどの検討を進め、不適合及びCAQ^{※2}の未然防止を推進すること。

※1：本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、要改善点の処理内容を入力するデータベースのこと

※2：原子力安全に影響を及ぼす状態及び原子力安全に影響を及ぼすおそれのある状態のこと

令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

(濃縮事業部)

ステークホルダーへの情報提供の遅れを組織の課題として捉え、他事業部の運用を参考とし、改善を講じること。

また、工場の安全・安定運転を確保するため、令和6年度に発生した各トラブルなどを踏まえて保全計画を改善し、確実に実行すること。

(監査室)

監査プロセスの改善検討及び人事部門と要員の運用に係る調整を進めることにより、令和7年度の内部監査に万全を期すこと。

(安全・品質本部)

令和6年度に発生した労働災害について、燃料製造事業部の共通要因分析結果を踏まえ、必要な対策を水平展開すること。

（４）文書及び記録の管理

濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

（５）保安活動の実施

（濃縮事業部）

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

濃縮事業部長は、令和６年１月１７日に発生した外部からの保障措置に係る指摘について、原因の深掘り及び再発防止対策を行い、令和６年１月２６日に処置を完了し、講じた対策の実効性の評価を令和６年４月１９日に完了した（上期報告済み）。

また、令和６年２月５日に発生した遠心分離機への六フッ化ウランの供給停止について、原因の深掘り及び再発防止対策を行い、令和６年７月９日に処置を完了し、講じた対策の実効性の評価を令和６年９月１８日に完了した（上期報告済み）。

○特記事項

濃縮事業部長は、令和６年度に発生した、保全計画の不備による不適合等を踏まえ、保全計画の見直しに取り組んでいる。

（監査室）

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

（安全・品質本部）

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

（６）調達

濃縮事業部長及び調達室は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

（７）内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

- ・濃縮事業部に対する内部監査 ：１２月～３月
- ・監査室に対する内部監査 ：１２月～１月（安全・品質本部長が実施）
- ・調達室に対する内部監査 ：１１月～１月
- ・安全・品質本部に対する内部監査 ：２月～３月

監査結果：

（濃縮事業部）

指摘事項はなかった。観察事項が1件（保全計画の実効性に係る改善要求）、修正事項が1件、提案事項が4件あった。

（監査室）

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

（調達室）

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

（安全・品質本部）

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が2件あった。

（8）不適合管理

濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

（9）是正処置及び未然防止処置

濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

（10）教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、加工施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

（1）安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、下期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部及び濃縮事業部による保安活動の状況を示す指標（P I）等の分析・評価結果並びに令和6年度第2四半期原子力規制検査及び令和6年度第3四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、CAPシステム等の運用に係る改善活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性について継続的な改善を図った。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第29回品質マネジメント会議を3月10日に開催した。

(議題)

- ・労働災害の根絶に向けた取組み
- ・人的過誤の撲滅に向けた取組み

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会（濃縮事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第14回安全・品質改革検証委員会を11月11日に開催した。

(議題)

- ・能登半島地震を踏まえた当社の安全性向上に係る対応計画について
- ・速やかな情報共有に関する改善について
- ・第13回安全・品質改革検証委員会におけるご意見への対応状況について

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

期間中（下期）の全社安全大会の開催はなかった。

(2) 品質月間行事の実施

全国品質月間（11月）において、以下の活動を実施した。

- ・品質月間ポスターの掲示
- ・報告徴収を風化させない活動

Ⅱ．常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：濃縮事業部及び安全・品質本部は、LRQAリミテッドによる令和6年度第2回定期監査を受けた。

（監査実施日）

- ・濃縮事業部：12月10日及び12月18日
- ・安全・品質本部：12月11日及び12月20日

監査結果：指摘事項、観察事項及び提言事項はなかった。

上記監査結果の詳細は、令和7年4月30日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出。

- ・2024年度 第2回 第三者定期監査結果の報告について

以上